

## 免税販売手続に関する事務手続の概要を明らかにした書類(例)

### 販売店舗・免税手続カウンターにおける免税手続きの流れについて

#### (店舗において)

- ①税込価格で物品を販売。商品、レシートをお客様へ手交
- ②免税手続カウンターへ、フロアマップを使ってご案内

#### (免税手続カウンターにおいて)

- ①免税手続を行うお客様が非居住者であることを旅券（パスポート）等で確認
- ②お客様が免税手続カウンターで提示する物品と「免税販売手続の代理に関する契約」を締結している店舗において販売された物品とが同一であることを確認(※)
- ③購入した店舗ごとに購入記録票及び購入者誓約書を作成
- ④購入者誓約書にお客様が署名したものの提出を受ける
- ⑤購入記録票をお客様の旅券（パスポート）等へ貼付及び割印
- ⑥購入物品が消耗品である場合には、指定された方法により包装
- ⑦免税販売手続を行った物品に係る消費税相当額をお客様へ返金

(注) ②及び⑦以外は、一般型輸出物品販売場における免税販売の方法と同じ。

#### (※) 物品の確認・情報の共有のための措置 (例)

##### 物品の確認

販売店舗において交付するレシートの記載内容と物品を照らし合わせることにより、その販売場で販売された物品であることが確認できる。免税手続カウンターでは、お客様からこのレシートと物品の提示を受けて、その店舗で販売された物品と、お客様が提示した物品とが同一であることを確認する。

##### 情報の共有

個別店舗において交付するレシートの記載内容は、購入記録票及び購入者誓約書を作成するために必要な情報（事業者の氏名又は名称、購入年月日、品名、品名ごとの数量及び価額、物品の価額の合計額、一般物品と消耗品の別など）が記載されている。免税手続カウンターでは、このレシートをもとに購入記録票等を作成する。また、このレシートの記載内容から、免税販売手続を行う物品が消耗品であるか一般物品であるかを判断して、消耗品である場合は指定された方法により包装する。